

平成26年度国民年金保険料 免除・猶予申請受付開始

国民年金は、20歳から60歳まで加入して保険料を納めることになっています。しかし失業や前年所得が少ないなどで、保険料の納付が困難なときには、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「若年者納付猶予」の制度があります。



免除や猶予の承認を受けた期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。保険料が未納のままでは、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに、受給できるはずの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。納付が困難なときは忘れずに手続きしてください。

(注)
※免除や猶予を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって納付(追納)ができ、減額の対象にはなりません。

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類	納付	申請免除 (全額・一部)	若年者 納付猶予	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○	○	○	×
老齢基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○	○(※)	○	×
老齢基礎年金 (年金額に反映されるか?)	○	○(※)	×	×

※全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。



▽免除対象者

本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合)は、30歳未満の本人と配偶者(が次の要件のいずれかに該当する方)

①前年所得が一定基準以下

《対象となる所得の目安表》

区分	扶養人数	単身世帯	1人扶養	3人扶養
全額免除 若年者納付猶予		57万円	92万円	162万円
4分の3免除		93万円	142万円	230万円
半額免除		141万円	195万円	282万円
4分の1免除		189万円	247万円	335万円

②災害または失業・倒産・事業の廃止があった場合

その事由が発生した前月から、事由が発生した年の翌々年の6月までの期間(申請月から2年1カ月前までの期間に限りません)

③障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下

④生活保護法による生活扶助

以外の扶助を受けている

⑤特別障害給付金を受けている

▽申請に必要なもの

・年金手帳など(基礎年金番号が分かるもの)

・印鑑

・失業の方:「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」の写しなど

・廃業の方:「廃業証明書」の写しなど

・平成26年1月2日以降に転入した方:前住所地の「平成26年度所得証明書」(要件

②④⑤に該当する方は省略できる場合があります)

▽窓口 市民課市民係または各支所市民福祉係

▽所得申告 免除の判定は所得で審査されますので、必ず所得申告をしてください。

▽免除承認期間 7月1日〜平成27年6月30日(1年間)

▽その他 4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分にかかのぼって免除申請できます。失業等で保険料未納期間のある方は、早めに申請してください。



豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●7月12日(土)は

午前9時30分〜午後4時

●7月7日(月)、14日(月)、22日(火)、28日(月)は

午前8時30分〜午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570-051165

・050で始まる電話の方

☎03167001165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金

事務所 ☎2210948

▽市民課市民係

☎219015 または各支所市民福祉係

豊岡市生活相談室

3

実際にあった事例(その1)

高齢者が抱える問題などの早期発見・対応ができるよう、市内全域で展開しているこの事業では、今まで近隣住民や関係協力事業所の方から、さまざまな相談や連絡をいただいています。



その中から、実際にあった相談事例を紹介します。

左表以外にも普段の生活や仕事の中で、高齢者の「ちょっと気掛かりなこと」に気が付いたときには、日頃から付き合いのある区の役員、民生委員児童委員などか、最寄りの地域包括支援センターへ連絡してください。

《問合せ》 高年福祉課地域包括支援センター ☎24-2409

相談者	相談内容	対応状況
知人	近所の一人暮らしの方が、物忘れが目立ってきた。そのため、ごみ出しができなくなっている。どう対応したらよいか。	民生委員と協議し、遠方に住む親族にも協力を依頼する。認知症専門医の受診や、ごみ出しを行うための支援をする(豊岡)。
金融機関窓口職員	たびたび通帳の紛失があり、窓口として困っている。認知症の可能性もあるため、支援してほしい(本人同意あり)。	訪問し、家族から聞き取りを行う。今のところ大きな支障はないとのこと。しかし、定期的な関わりを持つことでの理解を得たので、定期的な訪問を行っている(城崎)。
警察	高齢者夫婦世帯で、夫に認知症があり、ほぼ毎日徘徊している。警察だけでは対応しきれず、福祉として支援の方法はないか。	情報収集すると、介護認定を受けていて、すでにケアマネジャーが担当しているケースであった。ケアマネジャーと共にサービス内容を見直し、妻の介護負担軽減を図る(日高)。
民生委員	独居の方が脳梗塞で病院に入院していたが、退院された。足が弱っていて、転倒の恐れがある。杖や手すりなどの支援ができないか。	民生委員と一緒に訪問する。一人では外出できず、介護保険認定申請の代行を行い、住宅改造や外出支援サービスの利用につなげる(但東)。

くらしの相談室だより

63

平成25年度消費生活相談状況

平成25年度に豊岡市くらしの相談室で受け付けた消費生活相談状況を報告します。

相談件数は、563件で、平成24年度(470件)と比べると93件増加し、過去最高の相談件数となりました。

また、あつせん(注1)や助言による被害救済額も平成24年度から約919万円増え、約4474万円となりました。

(注1)：訪問販売業者等と返金交渉などを行うこと

平成25年度相談の傾向・特徴

70歳以上の方からの相談件数前年対比

72件増加(228件)

お金の健康など、高齢者の不安に付け込む悪質な手口が増え、相談者の4割を70歳以上の方が占めました。

また、60歳以上の方を含めると、全体の半数以上に上り、相談者の高齢化がますます進んだ結果となりました。

買え買え詐欺の急増

未公開株や社債、話題になった事業への投資の誘いを、

複数の者がそれぞれ役割分担し、電話やダイレクトメールなどで「必ずもうかる」などと甘い言葉ばかり並べて購入を勧める、劇場型の勧誘手口の相談が多く寄せられました。

中には、実際にお金を振り込み、被害に遭ったという相談もありました。

健康食品の送りつけトラブル増加

「以前申込みをいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり「申し込んだ覚えがない」と断ったのに、強引に健康食品を送りつけられるという相談が多く寄せられました。

インターネット通販に関するトラブル増加

インターネット通販を利用したところ「代金を払ったのに商品が届かない」「模倣品(偽物)が送られてきた」といった相談が増えました。

還付金詐欺未遂事件発生

市役所などの公的機関の職員を名乗り、医療費や社会保



険料などの還付金手続きのためにと、携帯電話を持たせて無人のATMに誘導し、送金させる詐欺未遂事件が多数発生しました。

平成25年度「豊岡市くらしの相談室」の相談状況

相談件数		主な相談内容と件数	
苦情	450	①金融・保険サービス(利殖・借金等)	83
問合せ	113	②食料品(健康食品等)	75
合計	563	③運輸・通信サービス(電話・インターネット等)	72
あつせん件数		④商品一般(架空請求等)	54
苦情	110	⑤健康・福祉サービス(還付金詐欺等)	39
問合せ	2	⑥教養・娯楽品(新聞・雑誌・パソコン等)	32
合計	112	⑦土地・建物・設備(太陽光システム等)	25
被害救済状況			
区分	救済件数	救済額(円)	
交渉(あつせん)	60	18,448,884	
未然防止(助言)	54	26,293,802	
合計	114	44,742,686	

《豊岡市くらしの相談室》

▽相談受付 月々金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内

▽電話相談 ☎21-9001